

広島県医師会代議員会議事規則第9条に基づき、議事運営委員会規則を次のように定める。

議事運営委員会規則

平成 26.4 制定

〃 26.6 改正

〃 29.3 改正

(組織)

第1条 本委員会の委員は、代議員会の議長及び副議長並びに別紙地区ブロックごとに選出された原則13名をもって組織する。

2 前項の委員に事故があるときは、その地区の代理者がこれに代わることができる。

(委員長及び副委員長)

第2条 本委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長には議長が、副委員長には副議長があたる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

4 委員長及び副委員長がともに欠けたときは、議事運営委員会において、委員の年長者の中から互選した仮委員長が、その職務を行う。

(任務)

第3条 本委員会は、代議員会の円滑な運営を図るため、特に地区との連絡を緊密にし、議事運営に関する重要な事項について、協議する。

2 定款第6章に定める役員は、本委員会に出席して、意見を述べることができる。

(招集)

第4条 本委員会は、委員長が招集する。

(会議の開催)

第5条 本委員会は、代議員会開催1時間前に開催、及び必要に応じて開催する。

(任期)

第6条 本委員会の委員の任期は、代議員の任期による。ただし、委員の変更により新しく委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(改廃)

第7条 本規則の改廃は、代議員会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

<別紙>

1. 議事運営委員会委員選出ブロック

	代議員数	員数
(1) 呉市・安芸地区ブロック	18名	1名
(2) 福山市・松永沼隈地区・深安地区・府中地区ブロック	18名	1名
(3) 尾道市・三原市・因島・世羅郡ブロック	13名	1名
(4) 大竹市・佐伯地区・三次地区・庄原市ブロック	14名	1名
(5) 安佐・安芸高田市・山県郡ブロック	16名	1名
(6) 賀茂東部・東広島地区・豊田郡・竹原地区ブロック	11名	1名
(7) 広島市ブロック	48名	4名
(8) 広島大学ブロック	11名	1名

委員数

149名 11名
(令和元年12月1日現在)

2. ブロック質問数及び個人質問数

ブロック質問数及び個人質問数は、代議員数に応じた公平な質問機会を確保するため、それぞれ原則各ブロック1問とするが、「(7) 広島市ブロック」については、ブロック質問及び個人質問とも、それぞれ最大4問までに努めるものとする。

ブロック質問	原則各ブロック1問	最大11問
個人質問	原則各ブロック1問	最大11問
		22問